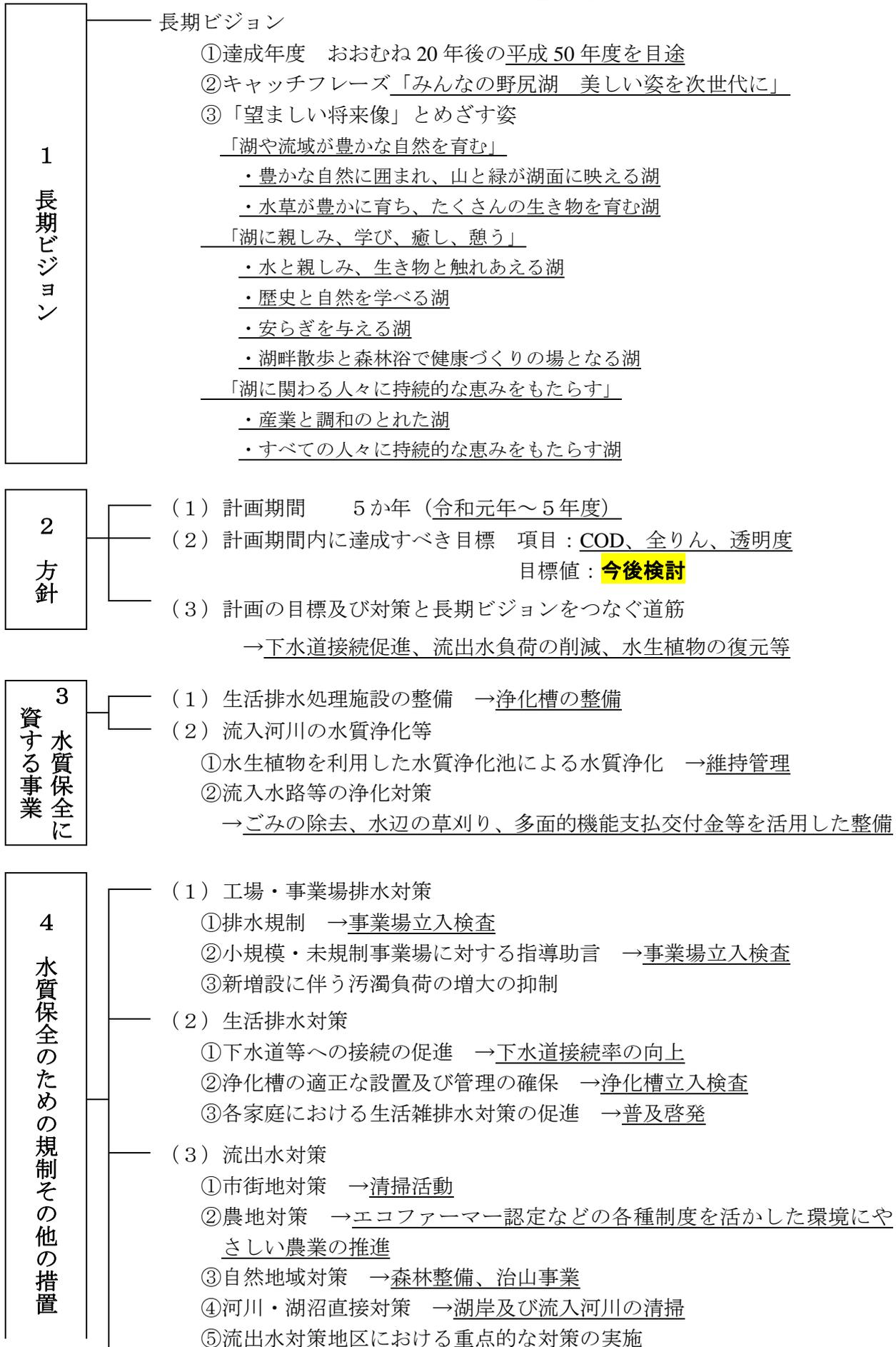


## 第 6 期野尻湖水質保全計画の枠組み（案）

※基本的に第 5 期計画を踏襲（下線部は記載例）





- (4) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護
  - ①生態系の保全と活用 →水草復元状況モニタリング
  - ②湖辺等の自然環境の保全・復元 →遊歩道の整備・管理
  - ③緑地の保全その他の自然環境の保護 →緑地保全
- (5) 廃棄物等の適正処理 →不法投棄等の監視



5  
その他水質保全のために必要な措置

- (1) 公共用水域の水質の監視 →流入河川等の水質調査
- (2) 調査研究の推進と活用
  - ①湖の水質保全に関する研究 →汚濁負荷の実態調査
  - ②水生植物による水辺整備 →植栽の実施
  - ③ソウギョの駆除
  - ④水生植物の復元に関する調査・研究 →水草の生育状況モニタリング
- (3) 環境学習の推進、環境保全意識の啓発
  - ①環境学習の推進 →野尻湖クリーンラリー
  - ②親水エリアの整備 →遊歩道、水生公園等の整備・管理
  - ③情報収集・情報発信 →ホームページ・広報誌による情報発信
  - ④水文化の継承と発展 →博物館における展示
- (4) 地元主導による取組の強化
  - ①地域に密着した計画推進体制の整備 →地域懇談会の開催
  - ②間接流域の住民及び下流域の住民との交流・連携 →交流会の開催
  - ③実践的な行動の促進 →水草研究会等の活動支援
- (5) 水質汚濁事故への対応
- (6) 関係地域計画との整合
- (7) 事業者等に対する助成
- (8) 環境保全活動の支援



流出水対策推進計画

第4期計画において野尻地区及び菅川・市川流域を流出水対策地区に設定

- (1) 市街地対策
  - ①道路清掃及び側溝清掃 →地元住民主体の清掃活動
  - ②水の循環の促進を通じた流出水対策 →雨水浸透ます等の設置
  - ③緑化の促進 →植栽緑化の促進
- (2) 農地対策 →環境にやさしい農業の推進
- (3) 自然地域対策 →間伐の実施
- (4) 河川浄化対策 →湖岸及び流入河川の清掃
- (5) 流出水対策に係る啓発に関すること →パンフレットの作成・配布等
- (6) その他流出水対策の実施のために必要な措置に関すること